平成２８年（フ）第５３２号
仙台市泉区松森字鹿島38番地
破産者　太田　一昭
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１３号
秋田県由利本荘市岩城上蛇田字御所ノ前６番地
破産者　熊地　宜彦
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第１２５号
茨城県筑西市藤ケ谷1077番地４、前住所茨城県取手市双葉１丁目19番18号
破産者　杉崎　伸吾
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第３８号
茨城県古河市東山田2223番地３
破産者　初見　　涼
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第７６号
茨城県筑西市笹塚376番地５
破産者　大橋　利子
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第７７号
茨城県筑西市笹塚376番地５
破産者　大橋　貴子
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第８４号
茨城県常総市水海道天満町4712番地　フィールド８　110号、前住所埼玉県越谷市東大沢２丁目31番地14　ビレッジハイツ103
破産者　稲葉辰太郎
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１０４号
茨城県常総市内守谷町きぬの里３丁目６番地28
破産者　比毛　洋子
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１５４３号
横浜市保土ケ谷区星川１丁目４番13号　カステル星川103号
破産者　坂本　一夫
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４３９号
神奈川県川崎市麻生区王禅寺西１丁目45番８号
破産者　小林　悦子（旧姓今村）
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４５６号
川崎市中原区井田杉山町16番16号　フローラオアシス　106、前住所川崎市川崎区本町２丁目10番地８　ハイム松山　302
破産者　清水　千里（旧姓田邉）
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３９号
神奈川県横須賀市浦郷町２丁目33番地
破産者　人見　徳一
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２５５号
福井県坂井市丸岡町本町３丁目13番地
破産者　山本　良弘
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３９号
福井市つくし野３丁目901番地１
破産者　宮嶋　龍二
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉758番地２
破産者　佐藤久美子
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第１８３２号
名古屋市中区栄１丁目29番26号　マイアトリア栄1205号、従前の住所東京都足立区西新井本町２丁目31番５―501号
破産者　川村　光弘
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０１６号
名古屋市中川区畑田町２丁目３番地　市営畑田荘５棟503号、従前の住所名古屋市港区宝神２丁目908番地の２　宝勝ハイツ203号
破産者　名和登志雄
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５４７号
愛知県小牧市小牧１丁目69番地　サクラ303号
破産者　米丸　友基
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部